# 事 前 評 価 調 書

I	事業概要								
事	業名	農業農村整備事業(特定農業用管水路特別対策事業)							
地	区名	鍋田第3地区							
事	業箇所	弥富市三好 外							
	業のあ らまし	本地区は、弥富市の南部に位置する面積約 161ha の水田地帯である。地区内の用水路は、昭和 48 年から 51 年にかけて木曽川用水関連土地改良事業によりパイプライン化されており、当時は軽量で施工性に優れ、安価であった石綿セメント管が使用された。しかしながら、設置から 40 年以上経過し、老朽化に伴う突発的な破損等が頻発している状況や、大規模地震時の液状化により多数の破損箇所が発生することも想定される。破損が発生した場合、破損した管を撤去する際の石綿粉じんにより農業者・撤去工事従事者等の健康に被害を与えることが懸念されている。このことから、石綿セメント管を塩化ビニル管等に更新することで、石綿に起因する影響を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給により農業経営の安定化を図る。							
事	【達成(主要)目標】 石綿による健康被害を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給による農業経営の安康を図る。 【副次目標】 なし								
車	業費	事業費							
<del> </del>	未 貝	12.5 億円 ■工事費 10.2 億円、■用補費 0.7 億円、■その他 1.6 億円							
事業期間		採択予定年度   平成 29 年度   着工予定年度   平成 30 年度   完成予定年度   平成 35 年度							
事	事業内容 用水路工 29.7km								
Π	評価								
①事業の必要性	1) 必要	本地区の用水管は、価格が安く、施工性に優れていた石綿セメント管が多く使用されており、設置から 40 年以上が経過し、老朽化による漏水事故が頻発している。また、大規模地震時の地盤の液状化に伴う破損事故も危惧され、将来的にその復旧にあたり農業者等の健康を害することが懸念されている。 このため、老朽化している石綿セメント管を全て塩化ビニル管等に更新することで、石綿に起因する健康被害を未然に防止し、農業用水の安定供給を図る必要がある。							
要性	判定	A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。  【理由】  石綿に起因する健康被害を未然に防止できることに加え、農業用水の安定供給による農業 経営の安定化が図られることから、石綿セメント管の撤去、更新の必要性が高いため。							

	1) 貨幣価値	[ 【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果)]									
	化可能な	区分					事前評価時備考			 考	
	効果(費		事業費			( ½	(基準年:H28) 9.8				-
	用対効果	費用		争 未 質 その 他 費 用				3.2			1
	分析結	(億円)	C 07   C 9	<u>合計((</u>	3)		23.0				1
	果)		作物生産効果			20.4					
			品質向上効果			1.2				1	
				営農経費節減効果			△ 0.3				1
				里費節減效				1.0			
		効果 (億円)	水源かん					5.1			1
			/Jへが氷 /2・/		<u> </u>	1		5.4			-
				合計 ( E	<b>)</b>			5.4			4
②事業の効果			(参考) 算定要因	水稲作	付面積(ha	)	1	54			
乗		費用	用対効果分	分析結果	(B/C)		1	.10			
魯		※金額は	t 社会的	割引率(4	‰を用いて	現在の価	値に換質し	l.t-‡の.			
未		/八亚山(10	х (ТДН)	, , , <u>—</u> (,	/0/ E/110 C	. % II V III		012 0000			
		₹√₽₩₽/±	± /\- <del></del>		마사까요/	ハモエコ	•				
					用対効果)		_				
		「新たな土	上地改艮の	効果算定	マニュアル	/」(平成 2	27年9月)	による。			
	2) 貨幣価値	老朽化し	<sub>ン</sub> た石綿セ	メント管	の補修工事	等による	石綿の周辺	辺農地への	)飛散被害	や農業者	∙撤
	化困難な	去工事従事	事者等への	健康被害	を防止する	効果。					
	効果										
		_	A · +4	分か事業な	効果が期待	できる。					
		Α	·		カスペ 2015 効果が期待						
	地口台	7 T T + 1	р. г.	川は甲木	01年10· <del>20</del> 11年	C C '& U '	<b>)</b>				
	判定	【理由】	. —								
		費用対效	为果分析結	費用対効果分析結果から十分な事業効果が期待できる。							
	1) 事業計画			H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	1
	1) 事業計画	1=10	1 + -0-1	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	]
	1) 事業計画	調	査・設計	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	]
	1) 事業計画	用用	査·設計 地補償	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
	1) 事業計画	用工種 工	地補償	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
	1) 事業計画	工種 工	地補償	H29 <b>←</b> →	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
	1) 事業計画	工種 工	地補償	H29 <b>←</b>	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
	1) 事業計画	工種 工	地補償	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	,
	1) 事業計画	工種工分	地補償 事 用水路工	H29 <b>←</b> →	H30		H32	H33		<b></b>	
0	1) 事業計画	工種 工	地補償 事 用水路工	H29	H30	H31	H32	H33		H35	
③ 重	1) 事業計画	工種工分	地補償 事 用水路工	H29	H30		H32	H33		<b></b>	
③事業	1) 事業計画	工種工分	地補償 事 用水路工	H29	H30		H32	H33		<b></b>	,
③事業の出	1) 事業計画	工種区分上。	地補償 事 用水路工 (億円)	-	H30 ←  ←	8.5			4	0	
③事業の実効		工種区分上。	地補償 事 用水路工 (億円)	-	<b>——</b>	8.5			4	0	
③事業の実効性	2) 地元の合 意形成	工種 区分 事業費	地補償 事 用水路工 (億円)	★ → 対 法に基づ	◆●●	8.5	地元の合意	急形成は図	4]られてい	o	· · · · ·
③事業の実効性	<ul><li>2) 地元の合 意形成</li><li>3) 環境への</li></ul>	工程の分割を表現しています。	地補償 事 用水路工 (億円)	法に基づ	く申請事業砂流出の関	8.5 に が が が が を を も り に も り に も り に り に り に り に り に り に り	地元の合意図り、低駄	急形成は図	4]られてい	→ - - - る。 ガス対策3	
③事業の実効性	2) 地元の合 意形成	工区 事業 区は 施械板 にあ 後機 できる は かん と かん	地補償 事 用水路工 (億円) は土地改良 たたり等の対	法に基づ 水及び土 策を実施	く申請事業 砂流出の防 し、自然環	8.5 であり、 近対策を 境、居住球	地元の合意図り、低調境に著し	意形成は図	4 ]られてい 動・排出 与えない。		る。
③事業の実効性	<ul><li>2) 地元の合 意形成</li><li>3) 環境への</li></ul>	工区 事 地区にのほど にのほど は は で は が で が で が で が で が で が で が で が で	地補償 事 用水路工 (億円) は土 り等のの を用ントのの を関う	法に基づ 水及実施 法・処分	く申請事業砂流出の関	8.5 であり、 近対策を 境、居住球	地元の合意図り、低調境に著し	意形成は図	4 ]られてい 動・排出 与えない。		る。
③事業の実効性	<ul><li>2) 地元の合 意形成</li><li>3) 環境への</li></ul>	工区 事業 区は 施械板 にあ 後機 できる は かん と かん	地補償 事 用水路工 (億円) は土 り等のの を用ントのの を関う	法に基づ 水及実施 法・処分	く申請事業 砂流出の防 し、自然環	8.5 であり、 近対策を 境、居住球	地元の合意図り、低調境に著し	意形成は図	4 ]られてい 動・排出 与えない。		る。
③事業の実効性	<ul><li>2) 地元の合 意形成</li><li>3) 環境への</li></ul>	田  エ ・  費   本 施機石障   を は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	地補償事用水路工(億円)は土たり等のの配をしている。	法に基づ、決を実施法を必要を	く申請事業 砂流出の防 し、自然環	8.5 に対策を 境、居住 周辺への	地元の合意 図り、低 環境に著し 石綿の飛	意形成は図	4 ]られてい 動・排出 与えない。		る。
③事業の実効性	<ul><li>2) 地元の合 意形成</li><li>3) 環境への</li></ul>	工区 事 地区にのほど にのほど は は で は が で が で が で が で が で が で が で が で	地補償事用水路工 (億円) は土地り、ののの配は、ののの配慮ののででは、ようには、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	法に基づ、法を実施を表する。	く申請事業砂流出の防し、自然環にあたり、	8.5 であり、 近対策を 境、居住球 周辺への	地元の合意図り、低駅環境に著し	意形成は図	4 ]られてい 動・排出 与えない。		る。
③事業の実効性	2) 地元の合 意形成 3) 環境への 影響	T区 事 地 工機 石障 A にのせない	地補償事用水路工 (億円) は土地り、ののの配は、ののの配慮ののででは、ようには、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	法に基づ、法を実施を表する。	く申請事業 砂流出の防 し、自然環 にあたり、 実効性が期	8.5 であり、 近対策を 境、居住球 周辺への	地元の合意図り、低駅環境に著し	意形成は図	4 ]られてい 動・排出 与えない。		る。
③事業の実効性	<ul><li>2) 地元の合 意形成</li><li>3) 環境への</li></ul>	T区 事 地 工	地補償 事 用水路工 (億 地 り 等 の の の 配 事 本	法に基づ、法を扱うする。	く申請事業 砂流自然頭にあたり、 にあたり、 実効性が期	8.5 であり、 近 対策を 現 の 待できる。	地元の合意図り、低駅環境に著しる。	意形成は図	4 ]られてい 動・排出 与えない。		る。
③事業の実効性	2) 地元の合 意形成 3) 環境への 影響	T区 事 地 工	地補償 事 用水路工 (億 地 り 等 の の の 配 事 本	法に基づ、法を扱うする。	く申請事業 砂流出の防 し、自然環 にあたり、 実効性が期	8.5 であり、 近 対策を 現 の 待できる。	地元の合意図り、低駅環境に著しる。	意形成は図	4 ]られてい 動・排出 与えない。		る。

	1) 代替案の	老朽化した用水路の更新整備にあたり、道路管理者との調整により現位置において通常の						
<b>(((((((((((((</b>	比較検討	基準より管を浅く埋設する計画としており、経済的かつ効率的で最も妥当である。						
事	結果							
業			A: 手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段					
④事業手法の妥当性		Α	が最も妥当である。					
	判定		B: 手段には代替性があり、改善の余地がある。					
当	刊正	【理由】						
性		経済性、現地状況から、最も妥当な事業計画である。						

# Ⅲ 対応方針(案)

事業実施が

事業実施が妥当である。: 上記①~④の評価ですべてA判定であるもの。

妥当である。

事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

## Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

\_

#### 【主な評価内容】

施設の維持管理状況

## V 事業評価監視委員会の意見

鍋田第3地区の対応方針(案) [事業実施]を了承する。

## VI 対応方針

事業実施